

見学・傍聴される皆様へお願い

## 1 傍聴の方法

### ・ 法廷の場所

少人数または個人で傍聴される場合は、各庁舎の1階正面玄関付近に掲示している「開廷表」で、その日に審理される事件の時間や法廷番号等を確認して、法廷において下さい。

10人以上の団体での見学・傍聴につきましては、「[団体での裁判傍聴](#)」をご覧ください。

また、一部の著名な事件については、傍聴するために傍聴券が必要な場合がありますので注意してください。どの事件が対象になるか、配布方法等については、「[傍聴券交付情報](#)」のページをご覧ください。

### ・ 法廷に入る前に

法廷前の「開廷中」のランプが点灯している法廷では、現在裁判が行われています。法廷前のボードに、当該法廷で行われる裁判の予定を掲示していますので、再度ご確認ください。

また、開廷表を掲示しているボードの隣には、「[傍聴についての注意](#)」が掲示されていますので、法廷に入る前に一読ください。

## 2 見学・傍聴する際の注意事項

- ・ 裁判所敷地内及び庁舎内（法廷内だけでなく、庁舎内廊下・庁舎外の敷地内などを含む）では、写真撮影及び録音等はありません（メモは自由）ので、誠にお手数ですが、カメラ等の機器はバッグなどに入れていただきますようお願いいたします。
- ・ 法廷内及び法廷前廊下では、私語を慎み、静かにしてください。
- ・ 携帯電話の電源は、法廷に入る前に切って下さい。
- ・ 傍聴席が満席の場合は、傍聴することはできません。
- ・ 裁判の審理中に入室・退室される場合には、審理の妨げとなることの無いよ

う,静かにお願いします。

### 3 その他

その他、裁判の見学や傍聴に当たって確認したい事項がありましたら,高松地方裁判所または高松家庭裁判所総務課庶務係までお問い合わせ下さい。

高松地方裁判所 087 - 851 - 1537

高松家庭裁判所 087 - 851 - 1631